

随意契約理由

令和5年(2023年)10月1日

契約担当課名	魅力文化創造課
発注担当課名	魅力文化創造課
契約名称	「豊中まちなかクラシック」演奏等業務委託
契約内容	市内各地の施設を会場にした室内楽コンサート
契約締結日	令和5年10月1日
及び契約期間	令和5年10月1日から令和5年12月10日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	公益財団法人日本センチュリー交響楽団 (豊中市岡町1-1 きたしん豊中ビル6階)
契約金額	2,887,610円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>「豊中まちなかクラシック」事業は、「音楽あふれるまち・とよなか」の推進を目的に定められている「豊中音楽月間」のメイン事業であり、市内の寺院や教会等で開催するクラシックの演奏会を通して、当市の市民はもとより、市外の人々にも鑑賞していただき、クラシックを身近に感じていただくとともに、当市の魅力の発信を目的として実施している。</p> <p>日本センチュリー交響楽団は本市に拠点を置く唯一のプロオーケストラであり、「豊中まちなかクラシック」事業の本格的な演奏にふさわしい高度な演奏技術を有している。同事業を受託し得る事業者は同楽団に限られるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行うものである。</p>